

## 令和5年第1回板野町議会定例会会議録（第3日）

日 時 令和5年3月15日（水） 午前10時00分 開会

### 議事日程

- 日程第1 議案第14号 令和5年度 板野町特別会計国民健康保険予算  
日程第2 議案第15号 令和5年度 板野町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算  
日程第3 議案第16号 令和5年度 板野町奨学金貸与事業特別会計予算  
日程第4 議案第17号 令和5年度 板野町後期高齢者医療特別会計予算  
日程第5 議案第18号 令和5年度 板野町介護保険（保険事業）特別会計予算  
日程第6 議案第19号 令和5年度 板野町介護保険（介護サービス事業）特別会計予算  
日程第7 議案第20号 令和5年度 板野町下水道事業会計予算  
日程第8 議案第21号 令和5年度 板野町水道事業会計予算  
日程第9 議案第22号 板野町と阿波市のペットボトルの処理に関する事務の委託に関する  
規約について  
日程第10 議案第23号 町道路線の認定について  
日程第11 議案第24号 副町長の選任に同意を求めることについて  
日程第12 議案第25号 人権擁護委員の推薦に議会の意見を求めることについて

### 本日の会議に付した事件

日程第1から日程第12まで、議事日程に同じ

- 追加日程第1 議案第26号 議会広報特別委員会設置に関する決議  
追加日程第2 選任第1号 議会広報特別委員会委員の選任について  
追加日程第3 議案第27号 議員派遣の件について  
追加日程第4 請願第1号 板野養護老人ホームに関する請願書  
追加日程第5 閉会中の継続調査申出書

### 出席議員（12名）

1番	三原大輔君	2番	根ヶ山昇君
3番	大西正一君	4番	水口昭彦君
5番	奥尾周二君	6番	東條昭二君
7番	松浦昶君	8番	天羽生美君

9番 西川 有 君

11番 石田 実 君

12番 吉岡 輝 昭 君

13番 犬伏 博 昭 君

欠席議員（なし）

説明のために出席した者

町 長	玉井 孝治 君	副 町 長	東根 弘幸 君
教 育 長	谷川 健二 君	総 務 課 長	高橋 三恵 君
税 務 課 長	三木 正文 君	福 祉 保 健 課 長	楠本 剛 君
建 設 課 長	毛登山 悦雄 君	水 道 課 長	松浦 賢治 君
産 業 課 長	末岡 稔久 君	会計管理者兼出納室長	山本 敏彦 君
人権コミュニティ課長	岡田 加代子 君	下 水 道 課 長	晃 昇 政治 君
環 境 生 活 課 長	富平 敬二 君	子ども家庭総合支援センター所長	吉本 洋時 君
住 民 課 長	山田 裕子 君	教育委員会次長	井内 幸美 君

議場に出席した事務局職員

議会事務局長 松 長 徹 君 議会事務局主事 村 上 愛 実 君

午前10時00分 開会

○議長（犬伏博昭君） おはようございます。まず、お断りをさせていただきます。政府の方針より、マスク着用について個人の判断で委ねられておりますが、今議会は新型コロナウイルス感染予防のため、皆様方には、できる限りマスク着用の御協力をいただければ幸いです。また、会議中、状況に応じ消毒作業をしますので御了承ください。

ただいま、出席議員は12名です。定足数に達しておりますので3月14日に引き続き、再開します。直ちに本日の会議を開きます。

~~~~~

○議長（犬伏博昭君） 日程第1、議案第14号、令和5年度板野町特別会計国民健康保険予算を議題とします。説明を求めます。山田住民課長。

[住民課長（山田裕子君）登壇]

○住民課長（山田裕子君） おはようございます。議案第14号が議題となりましたので、御説明申し上げます。

予算書の201ページをお願いいたします。

議案第14号、令和5年度板野町特別会計国民健康保険予算。

令和5年度板野町の特別会計国民健康保険の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ18億4,388万5,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高限度額は、3億円と定める。令和5年3月6日提出でございます。

212ページをお願いいたします。歳入から御説明申し上げます。

国民健康保険税でございますが、令和2年度から令和5年度に掛け資産割を段階的に廃止し、令和6年度から所得割・均等割・平等割の3方式へ移行する予定となっております。令和4年度の被保険者数と税率で95.5%の徴収率を想定し、予算額とさせていただきます。

1款国民健康保険税、1項同じ、1目一般被保険者国民健康保険税では3億803万2,000円をお願いしております。

216ページをお願いいたします。

5款国庫支出金、1項国庫補助金、2目健康保険組合等出産育児一時金臨時補助金につきましては、令和5年度から出産育児一時金を1件当たり8万円増額することに伴い、令和5年度に限り1件当たり5,000円の補助が頂けるということで8件分4万円の予算計上をお願いしております。

217ページをお願いいたします。

6款県支出金、1項県補助金、1目保険給付費等交付金では1節普通交付金といたしまして13億1,416万5,000円をお願いしております。2節特別交付金につきましては、令和4年度の実績額を基に2,900万1,000円を計上し、6款県支出金の合計といたしまして13億4,316万6,000円をお願いしております。

221ページをお願いいたします。

10款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金といたしましては1節保険基盤安定繰入金(保険税軽減分)といたしまして7,282万9,000円、2節保険基盤安定繰入金(保険者支援分)といたしまして3,562万9,000円をお願いしております。

10款繰入金の合計といたしまして1億7,808万4,000円、前年度より508万7,000円の減をお願いしております。

226ページをお願いいたします。続きまして、歳出を御説明申し上げます。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費といたしまして3,428万2,000円をお願いしております。職員人件費及び医療機関への支払やレセプトを管理する国保連合会に対する手数料や委託料となっております。次のページをお願いします。2目連合会負担金といたしまして334万7,000円をお願いしております。被保険者数に応じ、県内市町村とほか国保組合で負担し、国保連合会に支払をしているものでございます。

228ページをお願いいたします。2項徴税费、1目賦課徴収費といたしまして43万8,000円、前年度より198万円の減額をお願いしております。昨年度、未就学時の均等割半額等税の改正があり、電算システム委託料分についての減額でございます。

231ページをお願いいたします。

2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費では11億1,500万円、3目一般被保険者療養費では960万円、5目審査支払手数料では576万5,000円をお願いしております。次のページをお願いいたします。2項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費では1億8,360万円、3目一般被保険者高額介護合算療養費では70万円をお願いしております。ここまでの保険給付費につきましては、レセプトの管理手数料などを除き、全て県が支払を行いますので、同額を県の普通交付金に計上をさせていただいております。

234ページをお願いいたします。4項出産育児諸費、1目出産育児一時金では400万円をお願いしております。国保加入者の御出産に対し1人1件当たり50万円で8件分を計上したものでございます。

237ページをお願いいたします。県への納付金でございます。

3款国民健康保険事業費納付金、1項医療給付分、1目一般被保険者医療給付費分3億3,153万8,000円、前年度より1,640万4,000円の減となっております。

次のページをお願いいたします。2項後期高齢者支援金等分、1目一般被保険者後期高齢者支援金等分といたしまして9,336万8,000円をお願いしております。

次のページをお願いいたします。3項介護納付金分、1目同じでは3,183万3,000円、3款納付金の合計で4億5,683万9,000円、前年度より1,711万4,000円の減となっております。242ページをお願いいたします。

6款保健事業費、1項1目同じでは859万6,000円をお願いしております。保健事業でございますので、調整交付金の補助対象となっております。

244ページをお願いいたします。2項特定健康診査等事業費、1目同じでは1,177万5,000円をお願いしております。眼底検査や心電図検査・貧血検査等を含む特定健康診査の委託料が主な支出でございます。252ページをお願いいたします。

歳入歳出ともに前年度より1,452万1,000円を減額し、合計18億4,388万5,000円をお願いするものでございます。

以上で、議案第14号の説明とさせていただきます。

御審議をいただきまして、御議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（犬伏博昭君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

（質疑なしの声）

質疑なしと認めます。質疑を打ち切り、討論を行います。討論はありますか。

（討論なしの声）

討論なしと認めます。これから議案第14号の採決をします。

お諮りします。議案第14号について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。したがって、議案第14号については、原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長(犬伏博昭君) 日程第2、議案第15号、令和5年度板野町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算を議題とします。説明を求めます。岡田人権コミュニティ課長。

[人権コミュニティ課長(岡田 加代子君)登壇]

○人権コミュニティ課長(岡田 加代子君) 議案第15号が議題となりましたので、御説明申し上げます。予算書の301ページをお願いいたします。

議案第15号、令和5年度板野町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算。

令和5年度板野町の住宅新築資金等貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ281万8,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和5年3月6日提出でございます。

続きまして308ページをお願いいたします。歳入から御説明申し上げます。

1 款県支出金、1 項同じでございます。1 目土木費県補助金では、住宅新築資金等貸付助成事業に伴う補助金63万1,000円をお願いしております。

次のページをお願いいたします。

2 款諸収入、1 項貸付金元利収入、1 目住宅新築資金等貸付金元利収入では、貸付金元利収入過年度分として218万4,000円をお願いしております。

311ページをお願いいたします。歳出を御説明申し上げます。

1 款貸付事業費、1 項1 目同じでは84万1,000円をお願いしております。1 2 節委託料の債権回収業務委託料50万円が主なものでございます。

312ページをお願いいたします。

2 款諸支出金、1 項繰出金、1 目一般会計繰出金では、貸付金の収入を一般会計へ繰り出す金額は187万7,000円をお願いしております。

次のページをお願いします。3 款予備費、1 項1 目同じでは10万円をお願いいたしております。

以上、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ281万8,000円をお願いするものでございます。以上で、議案第15号の説明とさせていただきます。

御審議いただき、御承認賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

○議長(犬伏博昭君) 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。質疑を打ち切り、討論を行います。討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。これから議案第15号の採決をします。

お諮りします。議案第15号について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。したがって、議案第15号については、原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長(犬伏博昭君) 日程第3、議案第16号、令和5年度板野町奨学金貸与事業特別会計予算を議題とします。説明を求めます。井内教育次長。

[教育委員会次長(井内幸美君)登壇]

○教育委員会次長(井内幸美君) 議案第16号が議題となりましたので、御説明申し上げます。

予算書の401ページをお願いいたします。

議案第16号、令和5年度板野町奨学金貸与事業特別会計予算。

令和5年度板野町の奨学金貸与事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ753万2,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和5年3月6日提出でございます。

408ページをお願いいたします。最初に、歳入から御説明申し上げます。

1款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金は、一般会計からの繰入金590万4,000円をお願いしております。

次のページをお願いいたします。2款諸収入、1項貸付金元利収入、1目奨学金貸付金元利収入には162万8,000円をお願いしております。これは、被貸与者28名からの償還によるものです。次に、歳出を御説明申し上げます。410ページをお願いいたします。

1款貸付事業費、1項1目同じには590万3,000円を計上させていただいております。

20節貸付金につきましては、奨学金は高校生9名・大学生15名、うち県内10名・県外5名、合計24名。入学金は高校生4名・大学生8名、うち県内4名・県外4名、合計12名を予定しております。

2款諸支出金、1項繰出金、1目一般会計繰出金には162万8,000円を計上させていただいております。これは、被貸与者からの償還金を一般会計へ繰り出すものです。

412ページをお願いいたします。

3款予備費、1項1目同じには1,000円を計上させていただいております。これは、償還金の端数調整でございます。以上、歳入歳出当初予算額753万2,000円をお願いするものです。

以上で、議案第16号の説明とさせていただきます。

御審議を賜り、御承認をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（犬伏博昭君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

（質疑なしの声）

質疑なしと認めます。質疑を打ち切り、討論を行います。討論はありませんか。

（討論なしの声）

討論なしと認めます。これから議案第16号の採決をします。

お諮りします。議案第16号について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。したがって、議案第16号については、原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（犬伏博昭君） 日程第4、議案第17号、令和5年度板野町後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。説明を求めます。山田住民課長。

[住民課長（山田裕子君）登壇]

○住民課長（山田裕子君） 議案第17号が議題となりましたので、御説明申し上げます。

予算書の501ページをお願いいたします。

議案第17号、令和5年度板野町後期高齢者医療特別会計予算。

令和5年度板野町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億9,940万4,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。令和5年3月6日提出でございます。

508ページをお願いいたします。歳入より御説明申し上げます。

1款後期高齢者医療保険料、1項同じ、1目特別徴収保険料では9,114万8,000円をお願いをしております。2目普通徴収保険料につきましては4,959万2,000円をお願いをしております。御加入者数は、令和2年度を除き年々増加しており、令和5年度につきましても増加見込みとなっております。また、保険料率につきましては、2年ごとの見直しとなっております。令和5年度は前年と同率で所得割が10.47%、均等割は5万6,044円に変更はございません。

1款保険料の合計で143万4,000円の増額見込みとなっております。

510ページをお願いいたします。

3款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金といたしまして5,801万7,000円をお願いをしております。税軽減分等に係る繰入金が主なものとなっております。

513ページをお願いいたします。続きまして、歳出について御説明申し上げます。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費といたしまして129万6,000円をお願いしております。令和4年度は10月に自己負担2割の制度が導入され、年度更新の8月に加え、10

月に再度、被保険者証を送付したため、特定記録の郵便料金について令和5年度は減額となっております。515ページをお願いいたします。

2款納付金、1項同じ、1目後期高齢者医療広域連合納付金といたしまして1億9,732万円をお願いしております。保険料と一般会計からの税軽減に対する繰入金を全て後期広域連合へ納付するもので、保険料収入の増加に合わせ前年度より169万円の増をお願いしております。

518ページをお願いいたします。

歳入歳出ともに、予算総額を前年度より55万7,000円増額し、1億9,940万4,000円をお願いをするものでございます。

以上で、議案第17号の説明とさせていただきます。

御審議いただきまして、御議決賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

○議長（犬伏博昭君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

（質疑なしの声）

質疑なしと認めます。質疑を打ち切り、討論を行います。討論はありませんか。

（討論なしの声）

討論なしと認めます。これから議案第17号の採決をします。

お諮りします。議案第17号について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。したがって、議案第17号については、原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（犬伏博昭君） 日程第5、議案第18号、令和5年度板野町介護保険（保険事業）特別会計予算を議題とします。説明を求めます。楠本福祉保健課長。

[福祉保健課長（楠本 剛君）登壇]

○福祉保健課長（楠本 剛君） 議案第18号が議題となりましたので、御説明申し上げます。

予算書の601ページをお願いいたします。

議案第18号、令和5年度板野町介護保険（保険事業）特別会計予算。

令和5年度板野町の介護保険（保険事業）特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ14億3,452万8,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高限度額は、5,000万円と定める。令和5年3月6日提出でございます。

歳入から御説明申し上げます。610ページをお願いいたします。

1款保険料、1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料といたしまして2億7,812万円で



お願いをしております。現在、基準保険料月額は5,900円となっております。

612ページをお願いいたします。

3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金といたしまして2億6,386万3,000円、前年度より2%増でお願いをしております。同じく2項国庫補助金、1目調整交付金といたしまして7,866万4,000円、4目保険者機能強化推進交付金といたしまして200万5,000円、5目保険者努力支援交付金といたしまして238万1,000円をお願いしております。介護給付費に対し、約25%が国庫負担となっております。

613ページをお願いいたします。

4款支払基金交付金、1項同じ、1目介護給付費交付金といたしまして3億6,737万1,000円、前年度より2.1%増でお願いをしております。

614ページをお願いいたします。

5款県支出金、1項県負担金、1目介護給付費負担金といたしまして1億9,297万9,000円、前年度より0.5%増でお願いしております。

616ページをお願いいたします。

7款繰入金、1項一般会計繰入金、1目介護給付費繰入金といたしまして1億7,412万8,000円、前年度から1.4%増でお願いしております。また、2目その他一般会計繰入金といたしまして5,205万1,000円、3目低所得者保険料軽減繰入金として2,251万4,000円をお願いし、7款の繰入金の2項基金繰入金、2目介護給付費準備基金繰入金として37万9,000円、基金からの繰入れをお願いしております。

続きまして、歳出を御説明申し上げます。619ページをお願いいたします。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費では、職員給与や電算システム等の委託料等で2,852万7,000円、また、連合会負担金として、国保連合会への第三者求償事務等の負担金について44万2,000円をお願いしております。

621ページをお願いいたします。

1款総務費の3項介護認定審査会費、1目同じでは、前年同様1,250万円をお願いしております。また、2目認定調査等費といたしまして1,021万2,000円、前年度より26万3,000円の減でお願いをしております。訪問調査員給与費と主治医意見書の作成代金となっております。623ページをお願いいたします。

2款保険給付費、1項介護サービス費といたしまして、1目居宅介護サービス給付費で7億4,500万円、前年度より3.5%増でお願いし、2目施設介護サービス給付費では3億7,700万円、3目居宅介護福祉用具購入費では150万円、4目居宅介護住宅改修費で300万円、5目居宅介護サービス計画給付費では6,762万円をお願いをしております。

624ページをお願いいたします。

2 款保険給付費、2 項介護予防サービス費といたしまして、1 目介護予防サービス給付費で2, 890 万円、前年度より19.7%減少しております。

2 目介護予防福祉用具購入費として100 万円、3 目介護予防住宅改修費として200 万円、4 目介護予防サービス計画給付費として622 万5,000 円をお願いしております。介護予防に係るサービス給付費につきましては、要支援の認定者数自体が減少しております。

625 ページをお願いいたします。

2 款保険給付費の3 項高額介護サービス費、1 目高額介護サービス費といたしまして、前年同額の3,480 万円をお願いしております。

626 ページをお願いいたします。

2 款保険給付費の4 項高額医療合算介護サービス費、1 目同じでは、前年度より30 万円減額し、470 万円をお願いしております。

627 ページをお願いいたします。

2 款保険給付費の5 項特定入所者介護サービス費、1 目同じでは3,720 万円をお願いしております。令和3年8月より、預貯金額の見直しやショートステイの自己負担額の増額が行われており、前年度より600 万円の給付費減を見込んでおります。

629 ページをお願いいたします。

3 款地域支援事業費、1 項包括的支援事業・任意事業費、1 目包括的・継続的マネジメント支援事業費では2,015 万9,000 円をお願いをしております。保健師・社会福祉士・主任ケアマネジャーの3 職種で構成しております、板野町地域包括支援センター職員の人件費等でございます。昨年度より570 万円減額での予算計上をお願いしております。

631 ページをお願いいたします。

地域支援事業費の2 項介護予防・生活支援サービス事業費、1 目同じでは、前年同様4,108 万2,000 円をお願いをしております。また、介護予防ケアマネジメント事業につきましても257 万5,000 円、前年同様をお願いしております。

632 ページをお願いいたします。

3 款地域支援事業費の3 項一般介護予防事業費、1 目同じでは570 万8,000 円をお願いをしております。639 ページをお願いいたします。

8 款予備費に1 万1,000 円の計上をお願いし、歳入歳出ともに14 億3,452 万8,000 円、昨年度より1.5%増で当初予算をお願いするものでございます。

以上で、議案第18 号の説明を終わらせていただきます。

御審議をいただきまして、御承認賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

○議長（犬伏博昭君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

（質疑なしの声）

質疑なしと認めます。質疑を打ち切り、討論を行います。討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。これから議案第18号の採決をします。

お諮りします。議案第18号について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。したがって、議案第18号については、原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長(犬伏博昭君) 日程第6、議案第19号、令和5年度板野町介護保険(介護サービス事業)特別会計予算を議題とします。説明を求めます。楠本福祉保健課長。

[福祉保健課長(楠本 剛君)登壇]

○福祉保健課長(楠本 剛君) 議案第19号が議題となりましたので、御説明申し上げます。

予算書の701ページをお願いいたします。

議案第19号、令和5年度板野町介護保険(介護サービス事業)特別会計予算。

令和5年度板野町の介護保険(介護サービス事業)特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ820万3,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高限度額は、300万円と定める。令和5年3月6日提出でございます。

歳入から御説明を申し上げます。708ページをお願いいたします。

1款サービス収入、1項予防給付費収入、1目介護予防サービス計画費収入では前年同様700万2,000円をお願いしております。国保連合会からの介護予防サービス計画費に係る収入でございます。709ページをお願いいたします。

2款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金におきましても、前年同様120万円をお願いをしております。710ページをお願いいたします。

3款繰越金に1,000円を計上し、歳入合計820万3,000円をお願いをしております。

続きまして、歳出を御説明申し上げます。711ページをお願いいたします。

1款サービス事業費、1項介護予防支援事業費、1目同じにつきましても前年同額769万8,000円をお願いしております。介護予防総合事業に係るプラン作成委託料548万円が主な支出でございます。712ページをお願いいたします。

2款予備費に50万5,000円を計上し、歳出総額820万3,000円をお願い申し上げます。以上で、議案第19号の説明とさせていただきます。

御審議を賜りまして、御承認くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（犬伏博昭君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

（質疑なしの声）

質疑なしと認めます。質疑を打ち切り、討論を行います。討論はありますか。

（討論なしの声）

討論なしと認めます。これから議案第19号の採決をします。

お諮りします。議案第19号について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。したがって、議案第19号については、原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（犬伏博昭君） 日程第7、議案第20号、令和5年度板野町下水道事業会計予算を議題とします。説明を求めます。晃昇下水道課長。

[下水道課長（晃昇政治君）登壇]

○下水道課長（晃昇政治君） 議案第20号が議題となりましたので、御説明申し上げます。

予算書の801ページをお願いいたします。

議案第20号、令和5年度板野町下水道事業会計予算。

（総則）

第1条 令和5年度板野町下水道事業会計予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

（1）処理面積135ha、（2）年間有収水量30万4,978m<sup>3</sup>、（3）主要な建設改良事業、管渠整備事業費1億2,460万円、流域下水道建設負担金32万円。

（収益的収入及び支出）

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

（収入）第1款下水道事業収益2億6,738万5,000円、内訳として、第1項営業収益4,431万5,000円、第2項営業外収益2億2,106万9,000円、第3項特別利益200万1,000円でございます。

（支出）第1款下水道事業費用2億332万4,000円、内訳として、第1項営業費用1億7,400万4,000円、第2項営業外費用2,736万円、第3項特別損失96万円、第4項予備費100万円でございます。

802ページをお願いいたします。

（資本的収入及び支出）

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億1,509万7,000円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額8

74万9,000円、当年度分損益勘定留保資金5,748万1,000円、当年度利益剰余金処分額4,886万7,000円で補填するものとする。)

(収入)第1款資本的収入1億8,790万2,000円、内訳として、第1項企業債1億180万円、第2項出資金1,677万2,000円、第3項補助金6,450万円、第4項負担金183万円、第5項その他の資本的収入300万円でございます。

(支出)第1款資本的支出3億299万9,000円、内訳として、第1項建設改良費1億7,606万9,000円、第2項企業債償還金1億2,593万円、第3項予備費100万円でございます。

(特例的収入及び支出)

第4条の2 地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第4条第4項の規定により当該事業年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払金の額は、それぞれ339万1,000円および1,781万円である。

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

公共下水道事業債9,690万円、地方公営企業法適用債490万円。両起債とも起債の方法、証書借入。利率は3.0%以内。償還の方法は、借入先の融資条件による。でございます。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、1億円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費2,537万9,000円。

(他会計からの補助金)

第8条 板野町公共下水道事業の経営補助のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、2,487万4,000円である。

(利益剰余金の処分)

第9条 当年度利益剰余金のうち4,886万7,000円は、次のとおり処分するものと定める。(1) 減債積立金4,886万7,000円。

令和5年3月6日提出でございます。

続きまして823ページをお願いいたします。

令和5年度予算事項別明細書で、収入及び支出について、主なものの項目ごとに御説明申し上げます。

収益的収入では、1款下水道事業収益の本年度予定額は2億6,738万5,000円であります。1項営業収益は4,431万5,000円で、内訳として1目下水道使用料4,425万2,

000円、2目その他営業収益として6万3,000円であります。2項営業外収益は2億2,106万9,000円で、内訳として2目他会計負担金1億5,429万6,000円、3目他会計補助金2,487万4,000円、4目消費税及び地方消費税還付金445万5,000円、5目長期前受金戻入3,743万4,000円であります。次の824ページで、3項特別利益200万1,000円であります。

次の825ページをお願いいたします。

収益的支出では、1款下水道事業費用の本年度予定額は2億332万4,000円であります。1項営業費用1億7,400万4,000円。内訳として1目管渠費の主なもので19節委託料のマンホールポンプ保守点検委託料と清掃委託料で132万8,000円です。32節負担金で、旧吉野川流域下水道維持管理負担金といたしまして4,550万円であります。2目総係費は、職員の人件費が主なものであります。

827ページの3目減価償却費の内訳として39節有形固定資産減価償却費8,428万3,000円、40節無形固定資産減価償却費1,063万2,000円であります。2項営業外費用として1目支払利息及び企業債取扱諸費で2,736万円あります。3項特別損失として96万円、4項予備費として100万円あります。

828ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出について、資本的収入から御説明申し上げます。

1款資本的収入の本年度予定額は1億8,790万2,000円で、内訳として1項企業債で建設改良企業債9,690万円、その他の企業債490万円、2項出資金で一般会計出資金として1,677万2,000円、3項補助金で国庫補助金6,450万円、4項負担金等で受益者分担金といたしまして183万円を見込んでおります。5項その他の資本的収入として300万円あります。829ページをお願いいたします。資本的支出について、御説明申し上げます。

1款資本的支出の本年度予定額は3億299万9,000円あります。1項建設改良費、1目管渠整備事業費では、職員の人件費と19節委託料で公共下水道事業設計委託料で詳細設計1,900万円、その他委託料として支出調査の1,620万円、58節工事請負費で1億2,460万円。

令和5年度の主な工事内容といたしまして、川端地域の出口・惣徳田・庄境・島中須区域を重点的に面整備管渠工事を実施し、現計画を完了する予定であります。2項企業債償還金といたしまして1億2,593万円、3項予備費として100万円を計上いたしております。

以上で、議案第25号の説明とさせていただきます。

御審議をいただき、御承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（犬伏博昭君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

（質疑なしの声）

質疑なしと認めます。質疑を打ち切り、討論を行います。討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。これから議案第20号の採決をします。

お諮りします。議案第20号について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。したがって、議案第20号については、原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長(犬伏博昭君) ここで、10分間休憩をします。

午前10時50分 休憩(消毒作業)

~~~~~

午後11時00分 再開

○議長(犬伏博昭君) 休憩前に引き続き、再開します。

~~~~~

○議長(犬伏博昭君) 日程第8、議案第21号、令和5年度板野町水道事業会計予算を議題とします。説明を求めます。松浦水道課長。

[水道課長(松浦賢治君)登壇]

○水道課長(松浦賢治君) 議案第21号が議題となりましたので、御説明を申し上げます。

令和5年度予算書の901ページをお願いいたします。

議案第21号、令和5年度板野町水道事業会計予算。

(総則)

第1条 令和5年度板野町水道事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数5,442戸、(2) 年間給水量214万4,242 $m^3$ 、(3) 一日平均給水量5,858 $m^3$ 。

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(収入) 第1款水道事業収益2億6,709万3,000円、内訳として、第1項営業収益2億3,971万2,000円、第2項営業外収益2,729万6,000円、第3項特別利益8万5,000円でございます。

右側の(支出) 第1款水道事業費用は2億6,389万7,000円、内訳として、第1項営業費用2億4,124万7,000円、第2項営業外費用1,520万円、第3項特別損失45万円、第4項予備費700万円でございます。

902ページをお願いいたします。

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額8,166万5,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額807万5,000円、当年度分損益勘定留保資金5,113万7,000円、過年度分損益勘定留保資金2,245万3,000円で補填するものとする。)

(収入) 第1款資本的収入は9,120万円、内訳として、第1項企業債7,000万円、第2項補助金1,310万円、第3項負担金300万円、第4項開発負担金110万円、第5項加入金400万円でございます。

右側の(支出) 第1款資本的支出は1億7,286万5,000円、内訳として、第1項建設改良費1億1,046万5,000円、第2項企業債償還金5,230万円、第3項返還金10万円、第4項予備費1,000万円でございます。

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

配水管整備事業で、限度額7,000万円、起債の方法は証書借入とし、利率3.0%以内でございます。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、2,000万円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費で3,254万8,000円。

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、2,000万円と定める。

令和5年3月6日提出でございます。

続きまして931ページをお願いいたします。

令和5年度予算事項別明細書で、収入及び支出について、項目ごとに御説明申し上げます。

収益的収入では、第1款水道事業収益の本年度予定額は2億6,709万3,000円。第1項営業収益は2億3,971万2,000円、内訳として1目給水収益2億3,725万2,000円で、水道料金収入でございます。2目受託工事収益は110万円、3目その他営業収益は材料売却収益などで136万円でございます。第2項営業外収益は2,729万6,000円、内訳として1目受取利息及び配当金5,000円、3目長期前受金戻入2,726万3,000円。

932ページをお願いいたします。4目雑収益2万8,000円、第3項特別利益は8万5,000円でございます。

次のページで、収益的支出は、第1款水道事業費用の本年度予定額は2億6,389万7,00



0円、第1項営業費用は2億4,124万7,000円、内訳として1目原水及び浄水費7,766万円、主なものといたしましては24節の動力電気代で5,700万円を計上いたしております。2目配水及び給水費は3,710万5,000円、主なものといたしましては、次の934ページの20節、給配水施設修繕費で2,300万円を計上いたしております。3目業務費は1,022万円、主なものといたしましては17節委託料で、電算事務の保守委託料及び検針委託料として、合計766万円を計上いたしております。4目総係費は3,656万2,000円で、職員の人件費が主なものでございます。

936ページをお願いいたします。6目減価償却費は、令和5年度減価償却費用として7,840万円、第2項営業外費用は1,520万円、内訳として1目支払利息及び企業債取扱諸費が1,120万円。次のページで、2目消費税及び地方消費税は、納付額として400万円、第3項特別損失45万円、第4項予備費が700万円でございます。

938ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出について、資本的収入から御説明申し上げます。

第1款資本的収入の本年度予定額は9,120万円、内訳として、第1項企業債で借入額7,000万円、第2項補助金は1目国庫補助金1,310万円、第3項負担金は、工事負担金として300万円、第4項開発負担金は110万円、第5項加入金は400万円の収入を見込んでいます。

次のページで、資本的支出について御説明申し上げます。

第1款資本的支出の本年度予定額は1億7,286万5,000円、第1項建設改良費は1億1,046万5,000円で、内訳として1目原水施設費1億716万5,000円、主なものといたしましては17節の委託料で、工事設計委託料として1,046万円、52節の工事請負費で9,500万円を計上いたしております。2目配水施設費は330万円で、水道検針用のメーター購入費でございます。第2項企業債償還金は5,230万円、第3項返還金は国庫補助金返還金で10万円、第4項予備費として1,000万円を計上いたしております。

なお、資本的支出に係る令和5年度の主な水道工事の内容といたしましては、吹田奥原のJR鉄橋ガード付近から大坂方面にかけて国の交付金事業を活用した水道本管約600mの布設替工事と犬伏、健康の館から東へ約320mの水道本管新設工事を予定いたしております。

以上で、議案第21号の説明とさせていただきます。

御審議いただきまして、御承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（犬伏博昭君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

（質疑なしの声）

質疑なしと認めます。質疑を打ち切り、討論を行います。討論はありませんか。

（討論なしの声）

討論なしと認めます。これから議案第21号の採決をします。

お諮りします。議案第21号について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。したがって、議案第21号については、原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長(犬伏博昭君) 日程第9、議案第22号、板野町と阿波市のペットボトルの処理に関する事務の委託に関する規約についてを議題とします。説明を求めます。富平環境生活課長。

[環境生活課長(富平敬二君)登壇]

○環境生活課長(富平敬二君) 議案第22号が議題となりましたので、御説明申し上げます。議案書の38ページをお願いいたします。

議案第22号、板野町と阿波市のペットボトルの処理に関する事務の委託に関する規約について。地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の14第1項の規定により阿波市との間においてペットボトルの処理に関する事務を委託することについて、別紙のとおり規約を定め、協議するため、同条第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により、議会の議決を求めます。令和5年3月6日提出でございます。

規約本文につきましては、お目通しをお願いいたします。

本規約につきましては、板野町のペットボトルの処理・圧縮・梱包について、地方自治法第252条の14の規定により規約を定め、板野町のペットボトルの処理に関する事務を阿波市に委託することについて、議会の議決を求めるものでございます。失礼しました。

主な規約の内容としまして、ペットボトルの圧縮・梱包に係る人件費、機械の使用料の事務、委託事務の範囲、経費の負担、予算の執行及び連絡協議会等を規定するものでございます。

以上で、議案第22号の説明とさせていただきます。

御審議をいただきまして、御承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長(犬伏博昭君) 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。質疑を打ち切り、討論を行います。討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。これから議案第22号の採決をします。

お諮りします。議案第22号について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。したがって、議案第22号については、原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長(犬伏博昭君) 日程第10、議案第23号、町道路線の認定についてを議題とします。説明を求めます。毛登山建設課長。

[建設課長(毛登山 悦雄君)登壇]

○建設課長(毛登山 悦雄君) 議案第23号が議題となりましたので、御説明を申し上げます。

引き続き、議案書の40ページをお願いいたします。

議案第23号、町道路線の認定について。

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定に基づき、次のとおり町道の路線認定をしたいので、同条第2項の規定により議会の議決を求めます。

令和5年3月6日提出でございます。本文については、お目通しをお願いいたします。

本議案は6路線の認定をお願いするものであり、路線名、町道1196号線については、起点・終点とも「大寺字山田畑」で延長91.6m、幅員5.0m、路線名、町道1197号線・1198号線・1199号線・1200号線については、起点・終点とも「羅漢字吉田」で、延長44.4m、幅員5.0m、路線名1201号線については、県が管理する松谷川改修工事完了に伴い、町道として路線認定を行うもので、起点・終点とも「那東字居内」で延長125m、幅員3.0mとなっております。以上で、議案第23号の説明とさせていただきます。

御審議をいただきまして、御承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（犬伏博昭君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

（質疑なしの声）

質疑なしと認めます。質疑を打ち切り、討論を行います。討論はありますか。

（討論なしの声）

討論なしと認めます。これから議案第23号の採決をします。

お諮りします。議案第23号について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。したがって、議案第23号については、原案のとおり可決されました。

~~~~~

副町長（東根弘幸君）退室（午前11時18分）

~~~~~

○議長（犬伏博昭君） 日程第11、議案第24号、副町長の選任に同意を求めることについてを議題とします。説明を求めます。玉井町長。

[町長（玉井孝治君）登壇]

○町長（玉井孝治君） 議案第24号が議題となりましたので、私の方から説明をさせていただきますと思います。令和5年の第1回の板野町議会定例会の提出議案書の41ページをお開きいただきたいと思います。

副町長の選任に同意を求めることについて。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第162条の規定に基づき、次の者を板野町副町長として選任したいので、議会の同意を求めます。

御記入をお願いをいたしたいと思います。

板野町川端字庄境5番地3。東根弘幸。

生年月日、昭和38年10月5日生まれでございます。

令和5年3月6日提出でございます。

副町長の選任につきましては、地方自治法第162条の規定によりまして、普通地方公共団体の長が議会の同意を得て選任する。とございます。令和5年3月22日付けで任期満了となります東根副町長の選任に同意をお願いするものでございます。

東根副町長につきましては、令和元年3月23日から副町長として4年間にわたり、住民福祉の向上を始めとして、町の活性化に努めていただいておりますので、引き続き、副町長として活躍をお願いしたいと思ひまして、皆様方の御賛同をどうかよろしくお願ひを申し上げます。

以上で、この議案に対する私の説明とさせていただきます。どうかよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（犬伏博昭君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

（質疑なしの声）

質疑なしと認めます。これから採決をします。

お諮りします。議案第24号について、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。

よって、議案第24号については、原案のとおり同意することに決定しました。

~~~~~

○議長（犬伏博昭君） ここで、小休します。

午前11時20分 小休

~~~~~

副町長（東根弘幸君）小休中に入室（選任挨拶）

~~~~~

午前11時23分 再開

○議長（犬伏博昭君） 小休前に引き続き、再開します。

~~~~~

○議長（犬伏博昭君） 日程第12、議案第25号、人権擁護委員の推薦に議会の意見を求めることについてを議題とします。説明を求めます。玉井町長。

[町長（玉井孝治君）登壇]

○町長（玉井孝治君） ただいま、議案第25号が議題となりましたので、私の方から説明させていただきます。同じく、議案書の42ページをお開きいただきたいと思ひます。

議案第25号、人権擁護委員の推薦に議会の意見を求めることについて。

人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、次の者を人権擁護委員として推薦したいので、議会の意見を求めます。

御記入をお願いをいたしたいと思ひます。

板野町中久保字中須賀41番地1。

原 啓二。昭和36年6月11日生まれ。

令和5年3月6日提出でございます。

人権擁護委員の推薦につきましては、人権擁護委員会法によります議会の議員の選挙権を有する住民の方で、人格また識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護についての理解のある方につきまして、市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならないとあるわけでございます。

今回、南地区の委員さんが6月30日付けをもって任期満了となりますことから、法務大臣からの委任性務に時間を要することから、空白時間を避けるため、事前に推薦をお願いするものでございます。よろしく御審議を賜りまして、御議決を賜りますよう、どうかよろしく御同意賜りますよう、どうかよろしくお願いを申し上げます。

○議長（犬伏博昭君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

（質疑なしの声）

質疑なしと認めます。これから議案第25号を採決します。

お諮りします。議案第25号について、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第25号については、原案のとおり同意することに決定しました。

~~~~~

○議長（犬伏博昭君） 御案内します。本日、追加提案をお願いしたい議案などがございます。

つきましては、その関係書類をただいまから配付しますので、少々お待ちください。

（事務局 書類配付）

○議長（犬伏博昭君） お諮りします。お手元に配付の議事日程のとおり、水口議員・根ヶ山議員・吉岡議員・東條議員・三原議員から「議会広報特別委員会設置に関する決議」、議長発議として「議会広報特別委員会委員の選任について」、東條議会運営委員会委員長から「議員派遣の件について」、請願受理によります「板野養護老人ホームに関する請願書」が、また、各委員会の委員長から各委員会の「閉会中の継続調査申出書」が提出されました。

これを日程に追加し、令和5年第1回板野町議会定例会追加議事日程第3日と、議案審議書類のとおり議題にしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。したがって、お手元に配付の令和5年第1回板野町議会定例会追加議事日程第3日と、議案審議書類のとおり5件を日程に追加し、追加日程として議題とすることに決定しました。

~~~~~

○議長（犬伏博昭君） 追加日程第1、議案第26号、議会広報特別委員会設置に関する決議を議題とします。説明を求めます。水口昭彦議員。

[4番（水口昭彦君）登壇]

○4番（水口昭彦君） 議案第26号が議題となりましたので、説明させていただきます。

議案第26号、議会広報特別委員会設置に関する決議。

上記の議案を、別紙のとおり板野町議会会議規則第14条の規定により提出します。

令和5年3月15日提出。

板野町議会議長、犬伏博昭殿。

提出者は、吉岡議員・東條議員・根ヶ山議員・三原議員と私、水口の共同提案です。提案理由の説明ですが、本文については、お目通し、お願いします。

概要といたしましては、議会広報の充実を図るため、議会広報に関する事項の調査・研究を目的に、昨年6月15日に議会広報調査部会を設置し、これまで議員各位と協議を重ねてまいったところでございます。このたび、議会広報を更に充実し、住民の皆さんにわかりやすい議会広報を作成するに当たり、議会広報特別委員会を設置し、委員定数については6名でお願いするものでございます。以上で、説明を終わります。

議員各位には、御趣旨を御理解いただき、御賛同のほど、よろしくお願いたします。

○議長（犬伏博昭君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

（質疑なしの声）

質疑なしと認めます。質疑を打ち切り、討論を行います。討論はありますか。

（討論なしの声）

討論なしと認めます。これから議案第26号の採決をします。

お諮りします。議案第26号について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。したがって、議案第26号については、原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（犬伏博昭君） 追加日程第2、選任第1号、議会広報特別委員会委員の選任についてを議題とします。

特別委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定によって、議長が会議に諮って指名することになっておりますが、今件につきましては協議ができておりますので、ただいまからその指名を行います。事務局の方から発表させます。

○議会事務局長（松長 徹君） 失礼いたします。それでは、私の方から発表させていただきます。

追加提出議案の3ページをお開きください。

選任第1号、議会広報特別委員会委員の選任について。

板野町議会委員会条例第7条第1項の規定に基づき、委員を次のとおり選任する。

令和5年3月15日提出でございます。

なお、敬称は省略させていただきます。議会広報特別委員会委員に水口昭彦議員・根ヶ山 昇議員・吉岡輝昭議員・東條昭二議員・犬伏博昭議員・三原大輔議員。なお、委員長は水口昭彦議員、副委員長は根ヶ山 昇議員となっております。以上で、発表を終わらせていただきます。

○議長（犬伏博昭君） ただいま、事務局長が発表しましたとおりに指名します。

これに御異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。したがって、選任第1号、議会広報特別委員会委員の選任については、ただいま、指名のとおり決定しました。

~~~~~

○議長（犬伏博昭君） 追加日程第3、議案第27号、議員派遣の件についてを議題とします。

本件については2月27日の議会運営委員会において、議会運営委員長の発議として提出することに決定いただき、本議案を提出していただいております。

議員派遣については、板野町議会会議規則第122条の規定により、議会の議決を求めるもので、令和5年4月から令和6年3月までの議員派遣について、別紙議員派遣一覧表のとおり議員の派遣を行うものです。

お諮りします。東條議会運営委員会委員長から提出されました、議案第27号、議員派遣の件については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。よって、議案第27号、議員派遣の件については、可決されました。

~~~~~

○議長（犬伏博昭君） 追加日程第4、請願第1号、板野養護老人ホームに関する請願書については、会議規則第92条第2項の規定によって、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。よって、請願第1号、板野養護老人ホームに関する請願書については、委員会の付託を省略することに決定しました。

~~~~~

○議長（犬伏博昭君） それでは、追加日程第4、請願第1号、板野養護老人ホームに関する請願書の趣旨説明を求めます。三原大輔議員。

[1番（三原大輔君）登壇]

○1番（三原大輔君） 請願第1号が提案されましたので、趣旨の説明をいたします。

板野養護老人ホームに関する請願書であります。

なお、紹介議員は、松浦議員・石田議員・天羽議員、そして私、三原です。

請願理由。

板野郡板野町大寺字露ノ口50番地1にある町立板野町養護老人ホームは、様々な事情があって自宅で生活できない高齢者の生活を支えており、更に進行する高齢化社会に対応するために、ますます重要となる施設です。

しかし、昭和31年5月に設置されてから66年が経過しており、施設が老朽化しています。加えて、県下ほとんどの養護老人ホームが個室であるのに、いまだに全て二人部屋でベッドの間の通路も極めて狭いなど、設備面でも時代遅れになっています。そのため、令和4年11月現在、定員50人に対し、入居者は27人で54%の入居率は、県下最低クラスです。

町においても、以前から改修あるいは建替えの必要性を認識し、町議会でも「検討課題」と答弁されています。そこで、この際、思い切って課題解決に踏み切り、早期の改修をお願いいたします。

請願要旨。

1. 板野町養護老人ホームの改修を早期に実施してください。

以上で、説明を終わります。議員各位には、この趣旨を御理解いただき、御賛同のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（犬伏博昭君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

○6番（東條昭二君） 議長、すみません。

○議長（犬伏博昭君） 東條議員。

○6番（東條昭二君） 継続審議にすべきでないかと思います。

○副議長（根ヶ山 昇君） 賛成します。

○議長（犬伏博昭君） 議事の都合により、小休します。

午前11時40分 小休

~~~~~

午前11時40分 再開

○議長（犬伏博昭君） 小休前に引き続き、再開します。

ただいま、東條議員から請願の継続審議の件について、動議が口答により提出されました。この動議は、所定の賛成者がありますので成立しております。

したがって、これを直ちに本案と併せて議題とし、提出者の説明を求めます。東條議員。

○6番（東條昭二君） 私、東條の説明の場、頂きまして、ありがとうございます。

私からは、この請願について、継続審議にしてはどうかという提案でございます。請願の要旨においては、養護老人ホームの改修を早期に実施する趣旨の要望であります。令和4年第4回定例会の三原議員の「板野町養護老人ホームについて」の一般質問に対し、町の考えとして、「公共施設については、幼稚園や小中学校も含め全体的に老朽化しておるところから板野町全体のインフラ整備の中で段階的に検討したい。」と。また、「改修であれば予算を伴うことから、議会とも協議し順次、計画的に行う。」としております。ただ、今回の請願は329名の署名また4名の方が紹



介議員となっておられます。このことについては、議員間として重く受け止めなければならないことであり、慎重に審議する必要があると思います。よって、今議会には結論は出さず、継続審議とすることを提案するものでございます。

以上で、説明は終わります。議員各位の御賛同をお願いをいたします。

○議長（犬伏博昭君） 説明が終わりましたので、これから継続審議案に対する質疑を行います。  
質疑はありませんか。

○7番（松浦 昶君） はい。

○議長（犬伏博昭君） 松浦議員。小休します。

午前11時44分 小休

~~~~~

午前11時44分 再開

○議長（犬伏博昭君） 小休前に引き続き、再開します。

ほかに質疑はございませんか。

○1番（三原大輔君） はい。議長。

○議長（犬伏博昭君） 三原議員。

○1番（三原大輔君） 継続にすることとは一旦、採決はしないということなんですかね。

○議長（犬伏博昭君） 継続審議案が出たので、先に採決をし、その結果次第で行います。

○1番（三原大輔君） なるほど、継続が先に採決するということ。

○議長（犬伏博昭君） ほかに質疑はございませんか。

（質疑なしの声）

質疑なしと認めます。質疑を打ち切り、討論を行います。討論はありませんか。

（討論なしの声）

討論なしと認めます。これから請願第1号について採決を行います。

まず、継続審議案について、起立によって採決をします。継続審議案に賛成の方は御起立をお願いします。なお、起立者は起立数の確認が済むまで起立のままお待ちください。

賛成者、起立をお願いいたします。

（起立者7名）

すいません。お座りください。起立多数です。

したがって、請願第1号については、継続審議とすることに決定しました。

~~~~~

○議長（犬伏博昭君） 追加日程第5、閉会中の継続調査申出書を議題とします。

お諮りします。本件は、これを各委員会委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。

したがって、各委員会委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

~~~~~

○議長（犬伏博昭君） お諮りします。今定例会の本会議に付議された案件の審議は、全部終了いたしました。よって、会議規則第7条の規定により本日をもって閉会したいと思います。これに御異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。よって、今定例会は、本日をもって閉会することに決定しました。

これで会議を閉じます。

~~~~~

○議長（犬伏博昭君） 町長より御挨拶がございます。玉井町長。

[町長（玉井孝治君）登壇]

○町長（玉井孝治君） 閉会に当たりまして、ひとこと私の方から、お礼の御挨拶を申し上げます。

令和5年第1回板野町議会定例会につきましては、去る3月6日に開会をいただきまして、本日まで10日間の長きにわたりまして、大変お世話になりました。議員各位におかれましては、何かと御多忙の中、本会議並びに各常任委員協議会につきましては御参会を賜り、私どもにより提案をさせていただきました議案25案件につきましては、慎重なる御審議を賜り、原案のとおり御議決・御同意を賜りましたこと誠にありがとうございます。本当にありがとうございます。御審議・御議決を賜りました補正予算また令和5年度新年度予算につきましては、ともにまちづくりに欠くことのできない予算でございます。

また、今議会で議員各位から賜りました御意見・御提言等につきましても、真摯に受け止めていただきまして、町政に反映をさせていただきたいと考えておりますので、今後ともどうかよろしく御指導・ごべんたつを賜りますよう、どうかよろしくお願いを申し上げたいと思います。

そして、ただいま議会におきまして、議会の広報特別委員会を設置されまして、議会広報については、町民に広く皆様方に広報されるという、そういった趣旨でございます。私自身も、これにつきましては、御期待を申し上げさせていただきたいと思います。今は、色とりどりの花が咲き誇る春爛漫の季節を目前といたしまして、マスクの着用が緩和されましたが、役場の対応といたしましては、不特定多数の方が来庁されますので、しばらく着用を推進し、引き続き感染症への取組を進めてまいりたいと考えております。

結びとなりますが、議員の皆様方におかれましては、くれぐれも健康には十分、御留意をいただきますとともに、今後も町職員一丸となって、住民福祉の充実、住みやすい板野町を目指して行政サービスを進めてまいりますので、議員各位の更なる御理解・御協力をよろしくお願ひ申し上げます。令和5年第1回の定例会閉会に当たりまして、私のお礼の挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。お世話になりました。

~~~~~

○議長（犬伏博昭君） 令和5年第1回板野町議会定例会の閉会に当たり、ひとこと御礼の御挨拶を申し上げます。今定例会は、去る3月6日に開会し、本日までの10日間、提出された一般会計当初予算ほか諸議案につき、終始熱心に御審議いただき、ただいま閉会の運びとなりました。議員各位の御協力に対し、深く感謝を申し上げます。

また、議会運営に御協力くださいました町長を始め職員各位に対しても心から御礼を申し上げますとともに、本会議あるいは委員協議会において各議員から述べられました意見なり要望事項につきましては、行政各般の執行の上で十分反映されますよう要望いたしまして閉会の御挨拶とします。

これをもちまして、令和5年第1回板野町議会定例会を閉会します。御協力ありがとうございました。

午前11時51分 閉会

本会議録の正当なることを証明するため、ここに署名する。

議 会 議 長 犬 伏 博 昭

署 名 議 員 水 口 昭 彦

署 名 議 員 奥 尾 周 二

署 名 議 員 東 條 昭 二